



2025年度
全日本女子アマチュアゴルファーズ選手権
競技規定



主催：公益社団法人日本パブリックゴルフ協会

期 日：2025年5月27日（火）、5月28日（水）
場 所：北神戸ゴルフ場
〒651-1511 兵庫県神戸市北区長尾町宅原大味谷 1706 TEL 078-986-2233
後 援：公益財団法人日本ゴルフ協会、一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟、東北ゴルフ連盟、一般社団法人関東ゴルフ連盟、中部ゴルフ連盟、一般社団法人関西ゴルフ連盟、一般財団法人中国ゴルフ連盟、四国ゴルフ連盟、九州ゴルフ連盟、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟、一般社団法人日本ゴルフ用品協会、中部ゴルフ練習場連盟、サンケイスポーツ・報知新聞社・日刊スポーツ新聞社・中日新聞社・中日スポーツ・デイリースポーツ・スポーツニッポン新聞社

1. **ゴルフ規則** 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. **競技委員会の裁定** 委員会はローカルルール・競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. **プレーの条件** 5月27日（火） 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
5月28日（水） 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は、“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホール消化できなかった場合は競技を短縮する。
4. **タイの決定** 1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。尚、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。また、悪天候、日没等により当日プレーオフが出来ない場合、またはプレーオフにて決定しない場合は最終ラウンドのスコアを比較し、スコアの良いプレーヤーを優勝とする。それでも決定しない場合は、次の順で決定する。最終ラウンドのマッチング・スコアカード方式→委員会によるくじ引き。入賞者に対する記念品の贈呈及び他団体競技・当協会競技へのシード権付与に関しても、最終ラウンドのスコアを比較し、成績の良いプレーヤーに資格を付与する。それでも順位が決定しない場合は、次の順で決定する。最終ラウンドのマッチング・スコアカード方式→委員会によるくじ引き。
5. **クラブと球の規格**
 - (1) ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
 - (2) ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていないなければならない。
 - (3) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。(日本ゴルフ協会発行のオフィシャルガイド：ローカルルールひな型 G-10)
6. **キャディー** プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
7. **競技終了時点** 競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
8. **参加資格** 女子アマチュアゴルファー（出生時）で、次のいずれかに該当している者に参加資格を付与する。
 - (1) 東日本・中部日本・西日本各地区決勝の成績上位者
各地区の割当人数は予選申込人数による均等配分とする。
 - (2) 繰上げにより通過した者

- (3) ウェイティングにより補充された者
- (4) 2019年度～2024年度本競技全日本優勝者
- (5) 2024年度本競技全日本第2位～第5位までの者
- (6) PGS 特別承認者

※高等学校までに在学している生徒は保護者等責任者の参加許可書（様式自由）を添付する。
 ※競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、競技委員会は、プレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場にふさわしくないプレーヤーと判断するものとする。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

※主催競技の参加資格の審査に於いて疑いのある場合、各種証明書類の提示を求めることがある。

※年齢等の詐称、その他競技委員会が不正と見なした場合、競技失格となる。

9. 賞

優勝者 PGS杯（レプリカ、プレー券）

第2位～第3位（クリスタル楯、プレー券）

第4位～第10位（プレー券）

10. 参加賞

ネームタグ（出場者のみ）

11. 参加申込

第8項(1)の該当者は自動エントリー。

第8項(2)の該当者はPGSからの連絡時に出場的意思を示すことによりエントリー。

第8項(3)の該当者は、全日本1日目。

※(1)～(3)の該当者は、参加料を全日本会場にて支払うこと。

第8項(4)～(6)の該当者は直接PGSへ申し込むこと。

12. 参加料

4,400円（地区決勝通過者）、15,400円（地区決勝免除者）（各参加料は消費税10%含む）

13. 指定練習日

指定練習日の有無や日程については選手が直接会場にお問合せ下さい。

14. 行動規範

プレーヤーはゴルフ規則1.2aに記されている通り行動しなければならない。

- ・誠実に行動すること。
- ・他の人に配慮を示すこと一例えば、速やかなペースでプレーする、他の人の安全に気を配る、他のプレーヤーの気を散らさない。プレーヤーのプレーした球が誰かに当たる危険があるかもしれない場合、プレーヤーはすぐに注意喚起（「フォアー」のような伝統的な警告など）するべきである。
- ・コースをしっかりと保護すること一例えば、ディボットを元に戻す、バンカーをならす、ボールマークを修理する、不必要にコースを傷つけない。

【行動規範の違反の罰】

- ・行動規範の最初の違反—警告あるいは委員会の制裁。
- ・2回目の違反—1罰打。
- ・3回目の違反—一般の罰。
- ・4回目の違反や重大な非行—失格。

【懲戒的な制裁】

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに今後のPGS競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から30日以内でその違反に対する答弁を書面で提出することができる。

競技委員会は提出された文書、競技委員、関係者等からすべての情報を勘案して制裁を決定する。

15. その他

(1) 組合せ表・ローカルルール等は、日本パブリックゴルフ協会ホームページで発表いたします。

注：今年度より、郵送対応は廃止となりました。

(2) 本大会中に発生した疾病や紛失、破損、その他の事故等の際し、主催、協賛、運営、後援、協力等の各団体は一切責任を負いません。

(3) 競技会に無断欠場した場合は、以後の競技への出場を停止とする（1年間）。

付記：本競技上位者には、次の競技の参加資格が与えられます。

《日本パブリックゴルフ協会主催競技への出場資格》

1) 第1位

2026年度から2030年度（5年間）本競技全日本

（予選・地区決勝に出場した場合は除く）

2) 第2位～第5位

翌年度本競技全日本（予選、地区決勝に出場した場合は除く）

《他団体主催競技への出場資格》

1) 第1位～第2位

日本ゴルフ協会主催「2025年度(第66回)日本女子アマチュアゴルフ選手権競技」

於：6月17日（火）～20日（金）名神八日市カントリー倶楽部（滋賀県）

※各出場資格の繰り下げはなし

個人情報保護法関連事項（予選・決勝共通）

参加希望者は、参加申込みに際し、本競技により、日本パブリックゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意したものとみなします。

(1) 本競技の参加資格の審査。

(2) 本競技の開催及び運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類の掲載、②本競技の開催に際し、本競技関係者（報道関係者を含む）に対する参加者のGlidNo、氏名、生年月日、ハンディキャップインデックス、所属（倶楽部名、学生の場合、学校名及び学年）、その他選手紹介情報ならびに本競技の競技結果の公表を含む。

(3) この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、並びに本競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

(4) PGS ニュース、翌年の競技参加案内・他団体の競技案内やダイレクトメール等の印刷物およびメールマガジン(希望者)の送付。

肖像権に関する同意内容（予選・決勝共通）

競技参加者は、参加申込みに際し、主催競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは日本パブリックゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技参加者の肖像権(収録物等にかかる競技参加者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を日本パブリックゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾されたものとさせていただきます。